

司法制度改革推進本部

本部長 小泉純一郎 殿

司法アクセス検討会

座長 高橋 宏志 殿

2003年10月28日

オーフス条約を日本で実現するNGOネットワーク

事務局長 中下 裕子

司法制度改革に対する決議文

オーフス条約を日本で実現するNGOネットワーク(オーフス・ネット)は、貴検討会で議論を行っている弁護士報酬の敗訴者負担制度、及び行政訴訟改革について、別紙の通り決議したので、ここに提言します。

(別紙)

1. 司法制度改革に対する決議文
2. 「環境問題に関する、情報へのアクセス、意思決定過程における市民参画、及び司法的救済方法へのアクセスに関する条約(オーフス条約)」について、
「オーフス条約を日本で実現するNGOネットワーク」について

司法制度改革に対する決議文

国連の「環境と開発に関するリオ宣言」(1992年)は、日本政府も加わって採択された。その第10原則には、「環境問題は、関心のあるすべての市民が参加することにより最も適切に扱われる。国内レベルでは、各個人が、公的機関の環境関連情報を適切に入手し、意思決定過程に参加する機会を有しなくてはならず、賠償、救済を含む手法及び行政手続への効果的なアクセスが与えられなければならない」旨が記載されている。

これに沿って、1998年に国連欧州経済委員会で、いわゆるオーフス条約(環境問題に関する、情報へのアクセス、意思決定過程における市民参画、及び司法的救済方法へのアクセスに関する条約)が採択され、2001年に発効した。

オーフス条約は、締約国に、環境に関する、情報開示の法整備、市民参画の法整備、及び、その実効性確保のための市民による司法アクセスの促進を求めている。ここにいう市民とは、自然人、法人のほか、一定の集団をいうとされ、団体訴権の拡充を促進している。しかも、その司法利用における経済的負担も過重にならないようにすべきとしている。このように環境保全に関する司法機能の強化を求めている。

これは、21世紀を環境の世紀とし、人身被害と人間生存の基盤である環境の破壊を未然に防止するための試みである。日本でもこのオーフス条約の趣旨は妥当・必要なものである。

本シンポジウムでは、このような状況のなかで、日本でも市民が自覚的に参加し、環境の保護、再生のために、大きな役割を果たしつつあり、また果たそうとしていること、そして、それをより前進させるためには、オーフス条約に規定されているうちの、市民、事業者、行政による情報の共有、それに基づいた市民の諸政策・計画策定への参画、諸活動への参画のみでは限界があることが明らかになった。

市民の環境への参画を実現するためには、オーフス条約の第三の柱である、司法アクセスの促進が必須である。今、折しも、司法制度改革が行われている。司法大変革期にあたって、本シンポジウムに集まった市民・団体は以下のように決議する。

1. 弁護士報酬の敗訴者負担制度について

人身被害の有無に関わらず、公害環境に関わる訴訟に、両面的敗訴者負担制度を導入しないよう求める。(司法アクセス検討会における、人身被害が生じた場合のみ保護の必要性が高いものとして両面的敗訴者負担導入の例外にするという意見は、リオ宣言・オーフス条約に見られる上記のような環境保全に関する司法機能の強化への理解を欠き、21世紀の司法改革を議論する場に似つかわしくないものである)。

不法行為における損害認定に弁護士報酬を加味してきた判例法理は、そのまま維持・発展すべきである。

公害・環境にかかわる差止訴訟においては、片面的敗訴者負担制度の導入をすることを求める。

2. 行政訴訟改革について

今般の行政訴訟改革において、司法の行政へのチェック機能を強化し、市民の司法へのアクセスを容易にして、市民による環境保全の途を確保するために、国は、原告適格の拡大、団体訴訟の導入、訴訟対象の拡大、執行停止の原則化、判決類型の整備・拡大、訴え提起手数料の軽減などを中心とする抜本的な改革を行うことを求める。

2003年10月25日

「オーフス条約を日本で実現するNGOネットワーク」
設立記念シンポジウム参加者一同